

山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会
令和8年国際水素サミット企画運営業務委託に係る
企画提案審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 令和8年国際水素サミット企画運営業務の委託先を特定するため、山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会令和8年国際水素サミット企画運営業務委託に係る企画提案審査委員会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審査会は、別表に掲げる委員長及び委員2人をもって組織する。審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に意見を求めることができるものとする。

(委員長の職務及び代理)

第3条 委員長は、審査会を代表し、会務を総括する。

(審査会の業務)

第4条 審査会の会議は、委員長が招集し、主宰する。

- 2 審査会は、全員の出席により成立する。
- 3 審査会の議事は、過半数により決する。
- 4 審査会は、企画提案書の審査、順位付け、最優秀提案者の決定を行う。

(事務局)

第5条 審査会の事務局を、新価値・地域創造推進局地域エネルギー推進課に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営その他の必要事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月31日に施行し、業務委託契約締結の日に効力を失う。

附 則

この要綱は、令和7年11月7日に施行し、業務委託契約の日に効力を失う。

別表（第2条関係）

区分	所属・職名	氏名
委員長	山梨県 高度政策推進局 次長	羽田 勝也
委員	国立大学法人山梨大学 水素・燃料電池ナノ材料研究センター長	飯山 明裕
委員	合同会社クラウドデザイン研究所 代表社員	進藤 聰